

# 随意契約締結状況

令和4年1～3月分

契約に係る物品等又は役務の提供の名称及び数量	契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	契約締結の相手方の氏名及び住所	契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1 ホルタ記録器(FM-970 他) 1式	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和4年1月5日	(株)キシヤ 長崎営業所 長崎市西山4-468-1	1,023,000 円	予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。(会計規則施行細則第35条)	契約金額が200万円をこえないため、契約書の作成を省略。
2 医療系ウイルス対策サーバ変更対応作業	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和4年1月11日	日本電気(株) 長崎支店 長崎市万才町7-1	2,376,000 円	電子カルテのベンダーであるため。契約の性質が競争を許さない場合に該当。(会計規則第36条4項)	
3 ホルタ記録器(FM-970 他) 1式	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和4年2月4日	(株)キシヤ 長崎営業所 長崎市西山4-468-1	1,050,280 円	予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。(会計規則施行細則第35条)	契約金額が200万円をこえないため、契約書の作成を省略。
4 外科用X線テレビシステム 1式	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和4年2月7日	山下医科器械(株) 長崎支社 長崎市浜口町12番19号	8,096,000 円	修理不能により、至急買い替える必要があったため。緊急の必要により競争に付することができない場合に該当(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。3社見積合わせにて契約の相手方を決定した。	
5 手持眼圧計(アイケアイc200) 1台	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番15号	令和4年2月10日	(株)キシヤ 長崎営業所 長崎市西山4-468-1	1,013,650 円	修理不能により、至急買い替える必要があったため。緊急の必要により競争に付することができない場合に該当(日本赤十字社会計規則第36条第3項)。	契約金額が200万円をこえないため、契約書の作成を省略。
6 LAMP法測定装置 1式	日本赤十字社長崎原爆病院 用度施設課 長崎市茂里町3番16号	令和4年3月1日	(株)テクノ・ズタ 長崎市中里町1384	1,419,000 円	予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるときに該当するため。(会計規則施行細則第35条)	契約金額が200万円をこえないため、契約書の作成を省略。